



令和7年度版 大野城市 市民生活のしおり



市PRキャラクター

大野ジョー

市公式キャラクター

まどかちゃん

大野城市役所

〒816-8510 福岡県大野城市曙町二丁目2番1号

☎ 092(501)2211 (代表・コールセンター)

年中無休 午前8時～午後9時

FAX 092(501)2394

メール CC@city.onojo.fukuoka.jp



市ホームページ



LINEで友だち登録して
欲しい情報を選ぼう！

市では、広報大野城を月2回（1日号・15日号）発行し、情報をお知らせしています。
転入後1カ月以上経過しても届かない場合は、プロモーション推進課☎(580)1800へ連絡してください。

大野城市 市民生活のしおり

索引

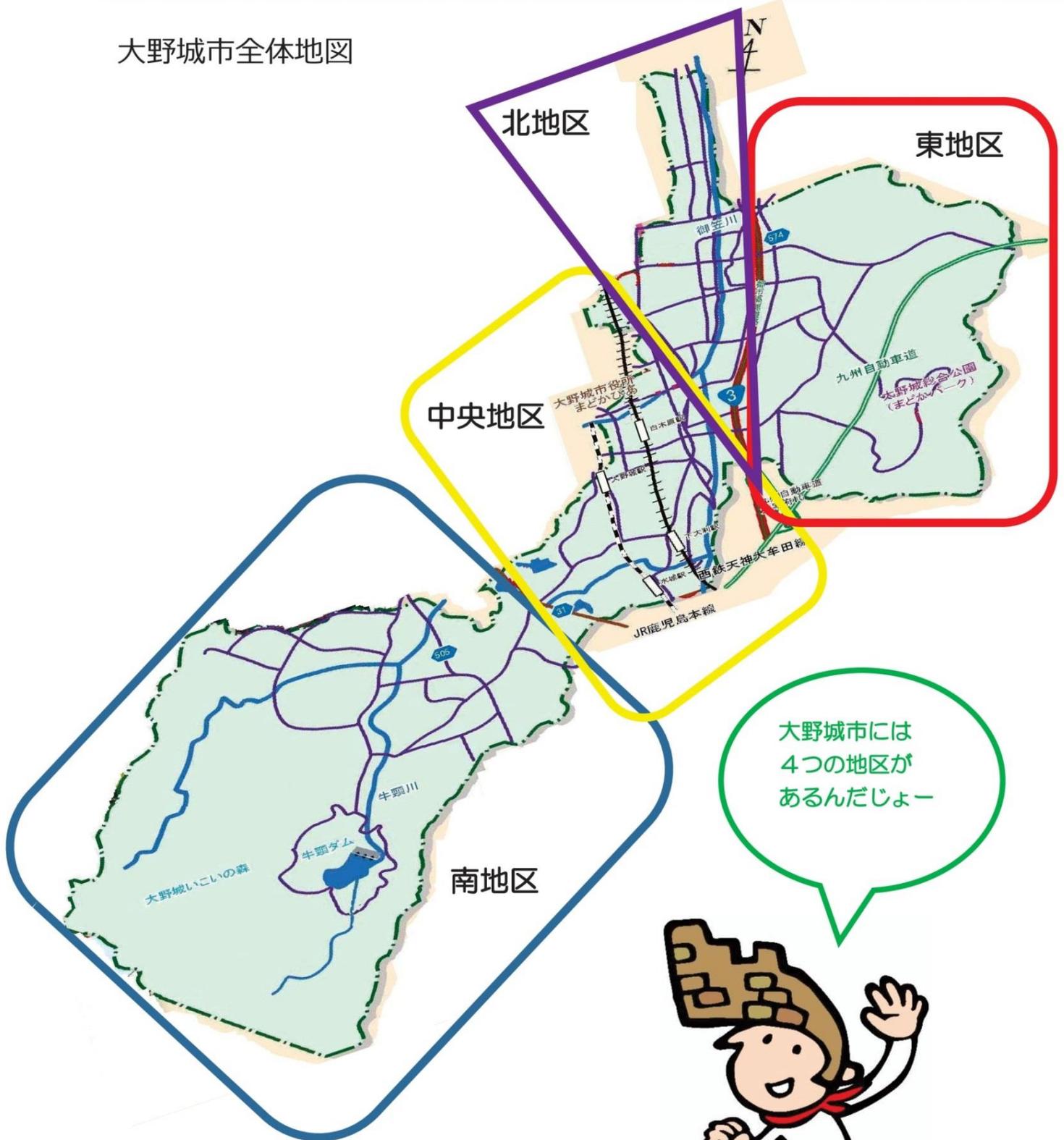
1 大野城市ガイド	
大野城市の地図	2
大野城市の組織一覧	7
2 窓口のご案内	
市役所での手続き	11
地域行政センターでの手続き (コミュニティセンター内)	11
3 届出・証明	
戸籍に関する届け出	12
本人確認書類	13
住民登録に関する届け出	14
行政手続きのオンライン申請	14
印鑑登録	15
マイナンバーカード(個人番号カード)	15
証明書(住民登録・印鑑・戸籍・税)	16
事前登録型本人通知制度	17
証明書コンビニ交付サービス	17
4 環境・衛生	
動物・ペット	18
ごみの正しい出し方	18
火葬場(筑慈苑)	18
5 国民健康保険・医療・年金	
国民健康保険	19
給付	19
医療制度	20
後期高齢者医療	21
国民年金	22
6 健康・健(検)診	
健(検)診・健康づくり事業・予防接種	23
休日夜間当番医	23
7 子育て	
子育てサポートブック	24
病児デイケアルーム大野城	24
保育所(園)	24
一時保育サービス	24
認定こども園	24
幼稚園	24
8 教育	
小・中学校への新入学	25
転校の手続き	25
Onojo 放課後こども事業	
ランドセルクラブ	25
就学援助	25
奨学資金制度	25
ことばの教室・特別支援学級	26
教育支援センター	26
教育サポートセンターによる教育相談	26

9 福祉・介護	
障がい者(児)の福祉制度	26
介護保険・高齢者福祉	26
10 税金	
市県民税	27
固定資産税・都市計画税	27
国民健康保険税	27
軽自動車税(種別割)	27
国税の問い合わせ	27
県税の問い合わせ	27
納税	27
11 消防・防災・防犯	
火災の通報と救急の要請	28
火災の問い合わせ	28
ハザードマップ	28
警察への通報	28
ふっけい安心メール	28
12 住まい・道路・上下水道	
市営住宅	29
街路灯(道路照明灯・防犯灯)についての 要望	29
住宅相談	29
道路の破損	29
コミュニティバス「まどか号」	29
無料自転車駐車場	29
駅周辺市営駐車場	29
上下水道の使用	29
水道の漏水修理	30
13 広報・広聴	
広報活動	30
広聴活動	30
行政資料室	30
情報公開	30
14 無料相談	
各種相談	31
男女平等推進センター アスカーラ	32
消費生活センター	32
子ども相談	32
15 施設案内	
各施設	33
公民館・集会所	35
老人憩の家	35
認定保育所等・幼稚園・認定こども園	36
大野城心のふるさと館	36
大野城まどかぴあ	37
天体観測ドーム(スタードームまどか)	37
大野城いこいの森中央公園	37
大野城いこいの森キャンプ場	37
大野城いこいの森スポーツ公園	37
いこいの里	37
高齢者生きがい創造センター	37

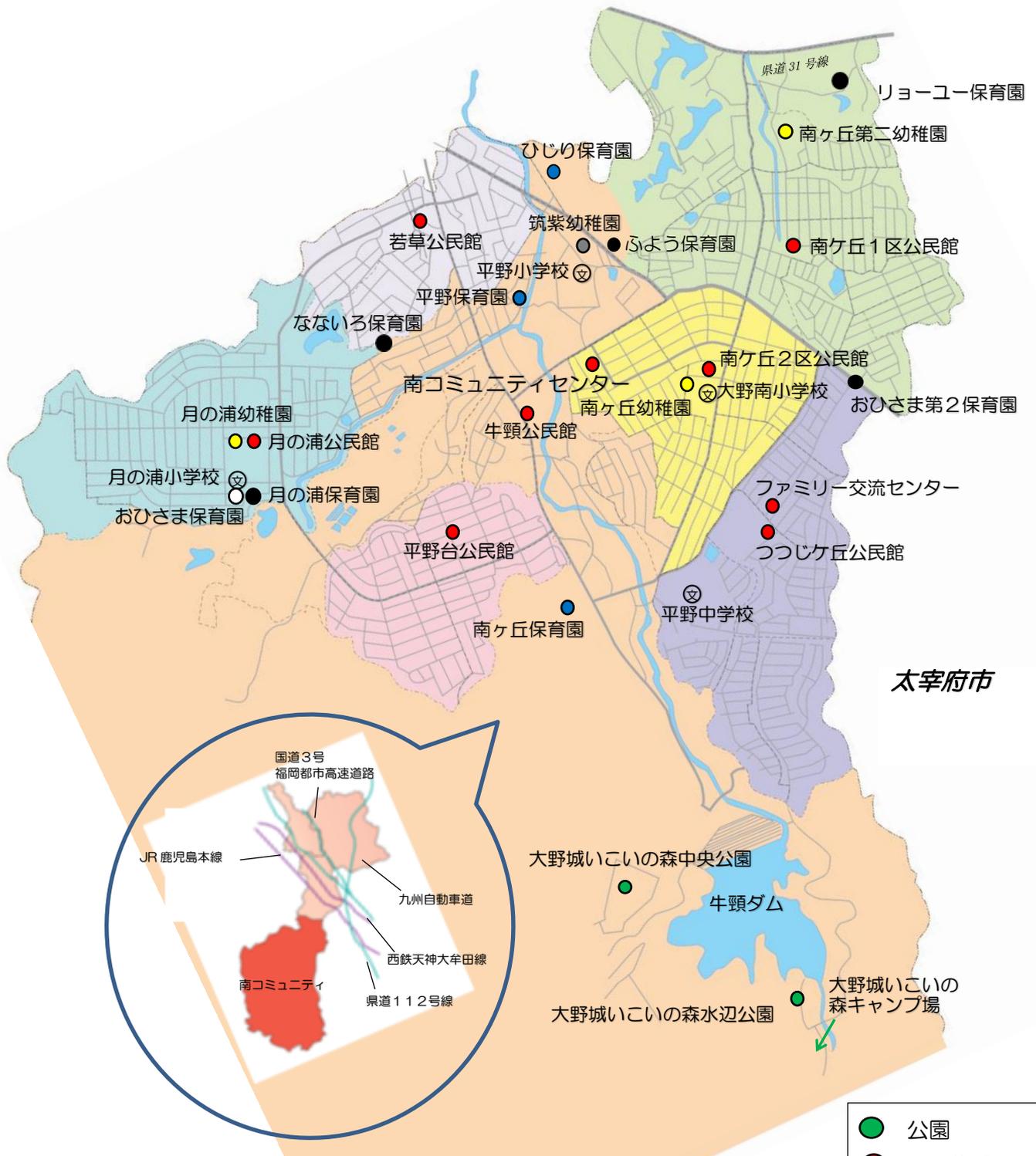
1 大野城市ガイド

大野城市の地図

大野城市全体地図



南地区コミュニティ

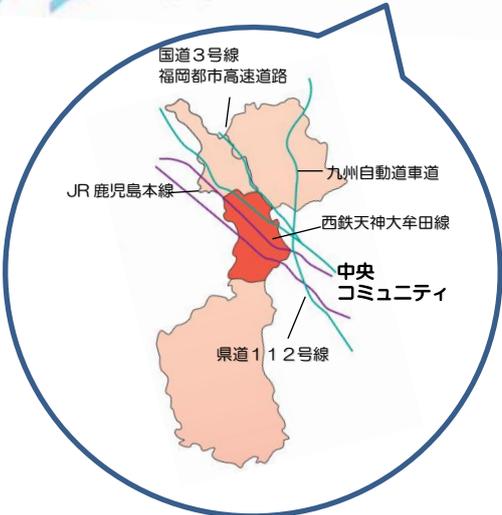


- 公園
- 公共施設
- 保育所（園）
- 幼稚園
- 認定こども園
- 届出保育施設
- 企業主導型保育事業所



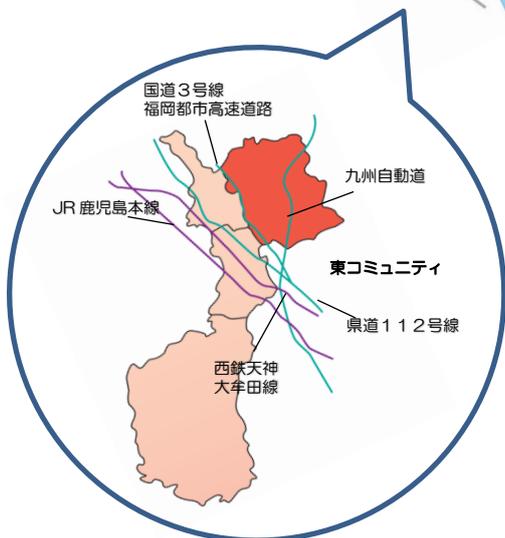
南コミュニティセンター

中央地区コミュニティ



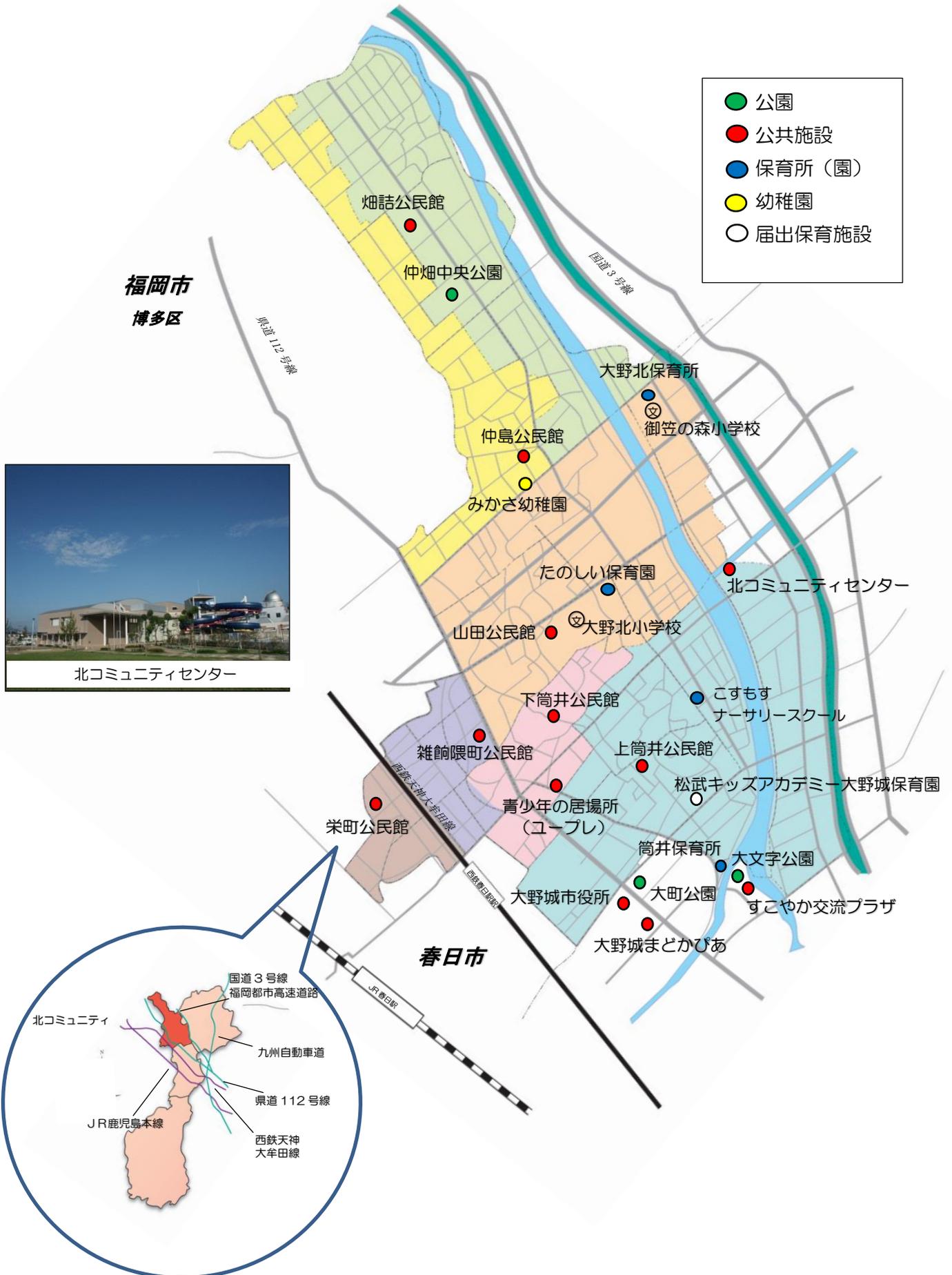
中央コミュニティセンター

東地区コミュニティ



東コミュニティセンター

北地区コミュニティ



大野城市の組織一覧

部	課	担当	電話・FAX	メールアドレス
総合政策部	経営戦略課 【3階】	総合戦略	☎(580)1805 FAX(573)7791	jks@city.onojo.fukuoka.jp
		行政革新・情報総括	☎(580)1998 FAX(573)7791	
	秘書室 【3階】	政策秘書	☎(580)1801 FAX(573)7791	hisho@city.onojo.fukuoka.jp
	デジタル推進課 【5階】	デジタル戦略	☎(580)1981 FAX(501)2270	jouhou@city.onojo.fukuoka.jp
		スマートシティ推進	☎(580)1807 FAX(501)2270	
	プロモーション推進課 【3階】	にぎわいづくり	☎(580)1895 FAX(573)7791	soukou@city.onojo.fukuoka.jp
		ふるさと広報	☎(580)1800 FAX(573)7791	
行政資料室【新館3階】			☎(580)1942 FAX(573)7791	info@city.onojo.fukuoka.jp
危機管理部	危機管理課 【新館3階】	危機管理	☎(580)1966 FAX(573)7791	kikikanri@city.onojo.fukuoka.jp
		消防・防災	☎(580)1899 FAX(573)7791	
総務財政部	人事マネジメント課 【3階】	人材育成	☎(580)1818 FAX(573)7791	jinji@city.onojo.fukuoka.jp
		働き方改革	☎(580)1838 FAX(573)7791	
	総務管理課 【3階】	政策法務	☎(580)1819 FAX(573)7791	soho@city.onojo.fukuoka.jp
		選挙・統計（総務事務センター）	☎(580)1957・1989 FAX(573)7791	senkyo@city.onojo.fukuoka.jp
		給付金等担当	☎(580)1917 FAX(573)7791	kyuhu@city.onojo.fukuoka.jp
	財政課 【3階】	財政	☎(580)1821 FAX(573)7791	zaisei@city.onojo.fukuoka.jp
		契約・検査	☎(580)1822 FAX(573)7791	keiyaku@city.onojo.fukuoka.jp
財産管理課 【新館3階】	管財	☎(580)1824 FAX(573)7791	soumubu@city.onojo.fukuoka.jp	
	ファシリティマネジメント	☎(580)1825 FAX(573)7791		
地域創造部	コミュニティ文化課 【新館3階】	共働推進	☎(580)1836 FAX(573)7791	komisin@city.onojo.fukuoka.jp
		芸術文化	☎(580)1996・1876・1814 FAX(573)7791	shakai@city.onojo.fukuoka.jp
こども未来部	こども家庭センター 【新館2階】	母子保健	☎(580)1978 FAX(574)2053	chealth@city.onojo.fukuoka.jp
		相談支援	☎(580)1964 FAX(574)2053	
	子育て支援課 【1階】	子育て支援	☎(580)1862 FAX(573)8083	kenkos@city.onojo.fukuoka.jp
		保育所・幼稚園	☎(580)1864 FAX(573)8083	

部	課	担当	電話・FAX	メールアドレス
すこやか福祉部	福祉サービス課【1階】	福祉政策	☎(580)1851 FAX(573)8083	fukusi@city.onojo.fukuoka.jp
		障がい福祉	☎(580)1852・1853 FAX(573)8083	
	介護支援課【1階】	介護サービス	☎(580)1860 FAX(573)8083	kaigo@city.onojo.fukuoka.jp
		事業所指定指導	☎(580)1916 FAX(573)8083	
	すこやか長寿課【新館4階】	長寿支援	☎(580)1859 FAX(573)0022	houkatsu@city.onojo.fukuoka.jp
		地域包括支援センター	☎(501)2306 FAX(573)0022	
生活支援課【2階】	生活保護	☎(580)1994・1993 FAX(572)8432	seiho@city.onojo.fukuoka.jp	
市民生活部	総合窓口センター【1階】	受付・サービス	☎(580)1842 FAX(501)7948	shimin@city.onojo.fukuoka.jp
		戸籍整備	☎(580)1844 FAX(501)7948	
	市税課【1階】	市民税	☎(580)1827・1828 FAX(592)6286	shizei@city.onojo.fukuoka.jp
		固定資産税	☎(580)1829 FAX(592)6286	
	納税課【1階】	納税相談	☎(580)1973・1975 FAX(592)6286	nozei@city.onojo.fukuoka.jp
		納税管理	☎(580)1832 FAX(592)6286	
	国保年金課【1階】	国保年金 (国民健康保険)	☎(580)1846・1952 FAX(573)8083	kkhoiry@city.onojo.fukuoka.jp
		国保年金 (国民年金)	☎(580)1848 FAX(573)8083	
		医療	☎(580)1847 FAX(573)8083	
	人権男女共同参画課【新館2階】	人権男女共同参画	☎(580)1840 FAX(574)2053	jinken@city.onojo.fukuoka.jp
環境経済部	循環型社会推進課【新館4階】	ゼロカーボン推進	☎(580)1886 FAX(573)0022	kankyo@city.onojo.fukuoka.jp
		生活環境・最終処分場	☎(580)1887・1889 FAX(573)0022	recycle@city.onojo.fukuoka.jp
	産業振興課【新館4階】	産業振興	☎(580)1894・1870 FAX(573)0022	sangyo@city.onojo.fukuoka.jp
	生活安全課【新館4階】	生活安全	☎(580)1897 FAX(573)0022	daiizen@city.onojo.fukuoka.jp

部	課	担当	電話・FAX	メールアドレス
都市整備部	都市計画課 【2階】	都市計画	☎(580)1867 FAX(572)8432	kentoshi@city.onojo.fukuoka.jp
		交通・市街地政策	☎(580)1868 FAX(572)8432	
	公園街路課 【2階】	街路	☎(580)1873 FAX(572)8432	gairo@city.onojo.fukuoka.jp
		公園緑化	☎(580)1869 FAX(572)8432	
	建設管理課 【2階】	管理	☎(580)1880 FAX(572)8432	kensetsu@city.onojo.fukuoka.jp
		工務	☎(580)1881 FAX(572)8432	
連立・高架下 活用推進課 【2階】	事業推進	☎(580)1967 FAX(572)8432	renritsu@city.onojo.fukuoka.jp	
教育部	教育総務課 【5階】	教育総務	☎(580)1902 FAX(501)2270	kyomu@city.onojo.fukuoka.jp
		教育施設	☎(580)1903 FAX(501)2270	
	学校・地域 連携課 【5階】	学校教育	☎(580)1907 FAX(501)2270	gimukyo@city.onojo.fukuoka.jp
		地域連携	☎(580)1911 FAX(501)2270	
	教育支援課 【5階】	学校支援	☎(580)1909 FAX(501)2270	kyosidou@city.onojo.fukuoka.jp
		教育サポートセンター	☎(580)1905 FAX(501)2270	
スポーツ課 【5階】	スポーツ	☎(580)1914 FAX(501)2270	sports@city.onojo.fukuoka.jp	
上下水道局	企業総務課 【新館2階】	計画・財務	☎(580)1933 FAX(573)5380	jyogesui@city.onojo.fukuoka.jp
	上下水道 工務課 【新館2階】	水道・浄水	☎(580)1925 FAX(573)5380	suigesui@city.onojo.fukuoka.jp
		※浄水担当は 【瓦田浄水場】	☎(582)5731 FAX(582)5792	josui@city.onojo.fukuoka.jp
		下水道	☎(580)1931 FAX(573)5380	suigesui@city.onojo.fukuoka.jp
	料金施設課 【新館2階】	給排水設備	☎(580)1927 FAX(573)5380	sisetu@city.onojo.fukuoka.jp
		料金	☎(580)1923 FAX(573)5380	
出納室【1階】	会計	☎(580)1935 FAX(573)7791	suitou@city.onojo.fukuoka.jp	
議事課【4階】	議事	☎(580)1938 FAX(585)8224	gikai@city.onojo.fukuoka.jp	
監査委員 事務局 【新館3階】	監査	☎(580)1940 FAX(573)7791	kansa@city.onojo.fukuoka.jp	

施設	課	担当	電話・FAX	メールアドレス
大野城心の ふるさと館	心の ふるさと館	ミュージアム	☎(558)5000 FAX(558)2207	cocofuru@city.onojo.fukuoka.jp
		文化財（啓発・整備）	☎(558)2206 FAX(558)2219	furusato@city.onojo.fukuoka.jp
		文化財（発掘調査）	☎(558)2209 FAX(558)2219	
すこやか 交流プラザ	健康課	健康長寿	☎(501)2222 FAX(584)5656	sukoyaka@city.onojo.fukuoka.jp
		感染症対策	☎(501)2222 FAX(584)5656	
	こども・ 若者政策課	こども政策	☎(580)1912 FAX(501)3356	mirai@city.onojo.fukuoka.jp
居場所づくり		☎(580)1702 FAX(501)3356		
青少年の居場所 「ユープレ」	青少年の居場所 「ユープレ」	青少年の居場所 「ユープレ」	☎(580)1811 FAX(404)0240	
各コミュニティーセンター	地域行政センター統括課	南地域行政センター	☎(596)0917 FAX(596)0926	minamic@city.onojo.fukuoka.jp
		中央地域行政センター	☎(573)3151 FAX(573)3154	chuouc@city.onojo.fukuoka.jp
		東地域行政センター	☎(504)1433 FAX(504)1437	higashic@city.onojo.fukuoka.jp
		北地域行政センター	☎(513)0226 FAX(513)0229	kitac@city.onojo.fukuoka.jp

2 窓口のご案内

市役所での手続き

- ▶ 開庁時間
月曜日～金曜日（祝日・休日を除く）
午前8時半～午後5時
第2・4土曜日
午前9時半～午後0時半（まどかフロアのみ）

まどかフロア

- ▶ ワンストップサービス
複数の届け出や証明発行が1カ所でできます。



- ▶ 週末窓口サービス
第2・4土曜日でも手続きができます。
（他の市町村や県・国などと連絡が必要な業務および介護・福祉関連業務を除く）



コールセンター

年中無休（午前8時～午後9時）

(501)2211 (501)2394

cc@city.onojo.fukuoka.jp

市役所への問い合わせは、オペレーターが回答します。

※内容によっては、担当課へつなぎます。

地域行政センターでの手続き （コミュニティセンター内）

- 南地域行政センター (596)0917
- 中央地域行政センター (573)3151
- 東地域行政センター (504)1433
- 北地域行政センター (513)0226

- ▶ 開館時間 午前9時～午後9時
※休館日：毎月第3火曜日（祝日の場合、翌平日）・12月28日～1月4日

主な取り扱い手続き

- ▶ 証明書
 - 住民票 ●印鑑登録証明 ●戸籍 ●課税・非課税証明 ●所得証明 ●納税証明（現年分の市県民税・車検用軽自動車税）
 - ※詳しくは16ページ
- ▶ 手続きができます
 - 転入・転出・転居・世帯変更 ●印鑑登録
 - 子育て関係書類の提出（児童手当、就学援助、ランドセルクラブなど） ●保育所ガイド・幼稚園ガイド・ランドセルクラブの手引きの配布 ●医療関係書類の提出 ●介護保険関係書類の提出 ●総合健診・健康運動教室申込書の提出 ●歩こう運動記録表の提出・配布 ●古紙等集団回収奨励金関係書類の提出 ●上下水道料金の支払い ●マイナンバーカードに関する手続き
 - ※内容によっては地域行政センターで取り扱えない証明書や手続きがあります。
 - ※時間帯によっては、受け付けできない手続きや、その日に完了しない手続きがあります。
 - ※マイナンバーカードは、手続きによっては、一部受け付けられないものがあります。詳しくはこちらのサイトを確認してください。



3 届出・証明

戸籍に関する届出

問異動受付コーナー（市役所1階まどかフロア） 総合窓口センター ☎(580)1844
 まどかフロアでは、それぞれの届出に伴う市役所での手続きがワンストップでできます。
 手続きに必要なものを持ってきてください。

	届出の 期間	届出先	ワンストップ の手続き	必要なもの
子どもが 生まれたとき (出生届)	生まれた日から 14日以内 (生まれた日を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ●子の本籍地 ●届出人の所在地 ●出生地 	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども医療証 ●児童手当 ●国民健康保険 ●マイナンバーカード（特急発行） 	<ul style="list-style-type: none"> ●出生証明書 ●母子健康手帳 ●健康保険証またはマイナ保険証または資格確認書 ●預金通帳など口座番号が分かるもの ●印鑑
亡くなったとき (死亡届)	死亡を知った日 から7日以内	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡者の本籍地 ●届出人の所在地 ●死亡地 	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険 ●後期高齢者医療保険 ●国民年金 ●介護保険 ●子ども・重度障害者・ひとり親家庭等医療 ●児童手当 ●児童扶養手当 ●障害者手帳 ●犬の登録 ●税の名義変更 ●原動機付自転車 	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡診断書 ●次のうち当てはまるもの ●国民健康保険証・後期高齢者医療保険証 ●国民年金手帳およびその証書 ●介護保険証 ●各医療証 ●障害者手帳 ●印鑑
結婚するとき (婚姻届)	届出た日から 法律上の効力が 発生します	<ul style="list-style-type: none"> ●夫または妻になる人の本籍地 ●夫または妻になる人の所在地 	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険 ●子ども・重度障害者・ひとり親家庭等医療 ●児童手当 ●児童扶養手当 ●保育所 	<ul style="list-style-type: none"> ●次のうち当てはまるもの ●マイナンバーカード(個人番号カード)・住民基本台帳カード ●国民健康保険証または資格確認書 ●各医療証 ●預金通帳など口座番号が分かるもの

	届け出の 期間	届出先	ワンストップ の手続き	必要なもの
離婚するとき (離婚届)	〔協議離婚〕 届け出た日から 法律上の効力が 発生します	●離婚前の夫婦 の本籍地 ●夫または妻の 所在地	●国民健康保険 ●後期高齢者医 療保険 ●介護保険 ●子ども・重度障 害者・ひとり親 家庭等医療 ●児童手当 ●児童扶養手当	●調停調書の謄本、また は審判もしくは判決の 謄本と確定証明書（裁 判離婚の場合） 次のうちあてはまるもの ●マイナンバーカード （個人番号カード）・ 住民基本台帳カード ●国民健康保険証 ●後期高齢者医療保険証 ●介護保険証 ●各医療証 ●預金通帳など口座番号 が分かるもの
	〔裁判離婚〕 裁判確定の日か ら10日以内（確 定日を含む）	●離婚前の夫婦 の本籍地 ●夫または妻の 所在地		
本籍を 変えるとき (転籍届)	届け出た日から 法律上の効力が 発生します	●現在の本籍地 ●新しい本籍地 ●届出人の所在 地		
その他の届け出	養子縁組届・養子離縁届・入籍届・認知届など ※手続き方法は、総合窓口センターにお問い合わせください。			

※次の届け出は、窓口に来る人の本人確認書類が必要です。

●婚姻届●離婚届●養子縁組届●養子離縁届●認知届●不受理申出●不受理申出の取り下げ

※週末窓口サービス時に届け出る場合は預かりとなるため、即日対応できない手続きがあります。詳しくは、各担当課へお問い合わせください。

本人確認書類

近年、本人なりすましや偽り、その他不正な手段による住民票や戸籍謄本などの交付請求が発生しています。これらを防止するため、本人確認を行っています。

代理人の場合はもちろん、請求者本人の場合にも、次のとおり窓口で本人確認書類の提示が必要となりますので、持って来てください。

▶ 本人確認書類が必要なとき ●住民異動届●各種証明書（住民票・戸籍・税など）の交付請求

▶ 本人確認書類として認められるもの

① マイナンバーカード（個人番号カード）、自動車運転免許証、顔写真付き住民基本台帳カード、パスポートなど官公署が発行した顔写真付きの証明書（有効期限内のもの）

② ①のいずれも持っていない人は、健康保険証、年金手帳、学生証、社員証など氏名と生年月日または氏名と住所が記載されているものから2種類以上（有効期限内のもの）

※代理人は、請求者本人からの委任状も必要です。

住民登録に関する届け出

問 異動受付コーナー（市役所 1 階まどかフロア） 総合窓口センター ☎(580)1842
 地域行政センター（詳しくは P11）

	届け出の期間	ワンストップ の手続き	必要なもの
市外から転入 したとき (転入届)	新住所に移って から 14 日以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険 ● 後期高齢者医療保険 ● 国民年金 ● 介護保険 ● 子ども・重度障害者・ ひとり親家庭等医療 ● 児童手当 ● 児童扶養手当 ● 障害者手帳 ● 小・中学校の転校 ● 犬の登録 ● 原動機付自転車 	転出証明書 (特例転出を 除く)
市内で転居 したとき (転居届)			次のうち当てはまるもの <ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険証 ● 後期高齢者医療保険証 ● 国民年金手帳およびその証 書 ● 介護保険証 ● 各医療証 ● 障害者手帳 ● マイナンバーカード（個人 番号カード） ● 住民基本台帳カード ● 在留カードまたは特別永住 者証明書（みなしを含む）
市外へ転出 するとき (転出届)	転出予定日の 2 週間程度前から		

※窓口に来る人の本人確認書類が必要です (P13)。

※本人や同世帯の人以外が届け出るときは、本人からの委任状が必要です。

※上下水道の使用中止・開始の連絡をしてください。

※地域行政センターでは、時間帯によっては受け付けできない手続きや、その日に完了しない手続きがあります。また、一部ワンストップで対応できない手続きがあります。

※住民基本台帳カード、マイナンバーカード（個人番号カード）、在留カードまたは特別永住者証明書（みなしを含む）を持っている人が地域行政センターで届け出した場合、市役所での手続きが必要となる場合があります。

▶ 窓口予約サービス・書かない窓口サービス（申請書事前作成システム）を利用することで待ち時間や手書き記入の負担が軽減されます。詳しくは、二次元コードより確認してください。



行政手続きのオンライン申請

問 デジタル推進課（市役所 5 階） ☎(580) 1981

スマートフォンを利用して各種申請や届出を行うことができます。

自宅はもちろん外出先からでも 24 時間手続きが可能です。

※一部マイナンバーカードが必要となる手続きがあります。(住民票、税証明など)

※マイナンバーカードが必要な手続きでは次のものが必要となります。

- 署名用電子証明書の機能の設定があるマイナンバーカードと暗証番号
- マイナンバーカードの読み取りに対応しているスマートフォン
- 「Graffer 電子署名アプリ」のインストール
- クレジットカード（支払いが発生する手続きのみ）

詳しくは、市ホームページを確認するか、問い合わせてください。



印鑑登録

問異動受付コーナー（市役所1階まどかフロア） 総合窓口センター ☎(580)1842
地域行政センター（詳しくはP11）

印鑑登録をするには、申請する人が本人または代理人か、また、本人確認書類の有無により、即日登録できる場合と、登録に日数がかかる場合があります。

- ▶ 対象者 15歳以上で、大野城市に住民登録している人

即日登録できる場合

本人申請で、官公署発行の顔写真付き本人確認書類がある場合は、申請日に印鑑登録でき、市民カード（印鑑登録証）・印鑑登録証明書の即日取得ができます。

- ▶ 必要なもの ●登録する印鑑 ●官公署発行の顔写真付き本人確認書類
※地域行政センターでは、本人が平日の午前9時から午後4時までの間に、上記の必要なものを持って申請した場合のみ、その日に取得することができます。

即日登録できない場合

本人申請で、官公署発行の顔写真付き本人確認書類がない場合は、本人の意思確認のため、照会書を簡易書留郵便で送りますので登録完了まで日数がかかります。照会書の回答欄に署名・押印の上、3週間以内に再度窓口へ来てください。

- ▶ 必要なもの ●登録する印鑑
本人が窓口で申請できない場合は、代理申請もできます。この場合も本人の意思確認のため、照会書を送ります。
- ▶ 必要なもの ●登録する印鑑 ●委任状 ●本人確認書類（P13）

マイナンバーカード （個人番号カード）

問異動受付コーナー（市役所1階まどかフロア） 総合窓口センター ☎(580)1842
地域行政センター（詳しくはP11）

マイナンバーカード（個人番号カード）の取得

- ▶ 取得方法 郵送、インターネット、市の窓口などで申請して取得できます。
- ※マイナンバーカードは地方公共団体情報システム機構で発行されるため、申請から取得までに1カ月程度かかります。なお、申請時やカード受取時に市役所窓口または地域行政センターに来る必要があります。

住民票の写しの広域交付

全国の市区町村の窓口で、本人や本人と同一世帯の人の住民票の写しの交付を受けることができます。ただし、本籍・筆頭者は記載されません。

- ▶ 必要なもの ●住民基本台帳カード、マイナンバーカード、官公署発行の顔写真付き本人確認書類（現住所のものに限る）のいずれか。
- ※地域行政センターでは発行できません。

転入転出の特例処理

あらかじめ郵送もしくはマイナポータルを通じてオンラインによる転出届を転出する市区町村に提出しておけば、転入先に住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（個人番号カード）を添えて転入届を提出することができます。

住民基本台帳カード・マイナンバーカード（個人番号カード）の継続利用

住所異動により市町村が変わった場合でも、前住所で発行した住民基本台帳カード・マイナンバーカード（個人番号カード）を引き続き使用できます。転入先に住民基本台帳カード・マイナンバーカード（個人番号カード）を提出してください。ただし、継続利用の対象にならない場合がありますので、転出届の手続き時に相談してください。

証明書（住民登録・印鑑・戸籍・税）

問証明コーナー（市役所1階まどかフロア） 地域行政センター（詳しくはP11）

まどかフロア（市役所1階）と地域行政センターでは、それぞれの証明書を1カ所で発行しています。

証明書	市役所1階 まどかフロア	地域行政センター （コミュニティセンター内）	オンライン 申請	証明書 コンビニ交 付サービス	問い合わせ先
住民票の写し	○	○	○	○	総合窓口 センター ☎(580)1842
履歴入りの住民票	○	○	△（除票とな っている もの以外は 取得可）	×	
住民票の除票（転出や 死亡により住民票から 除かれたもの）	○	○	×	×	
住民票コード・個人番 号が記載された住民票	○	○	○	×	
住民票記載事項証明書	○	○	×	×	
印鑑登録証明書	○	○	○	○	
除籍・改製原戸籍謄 （抄）本	○	△（縦書きの証 明書は謄本のみ 取得可）	○	×	
戸籍謄（抄）本	○	○	○	×	
戸籍の附票	○	○	○	×	
身分証明書	○注	×	○	×	
課税・非課税証明書	○	○	○	○	市税課（市民 税） ☎(580)1827
所得証明書	○	○	○	○	市税課 （固定資産税） ☎(580)1829
評価証明書	○	×	○	×	
公課証明書	○	×	○	×	納税課 ☎(580)1832
納税証明書	○	○（市県民税 （現年分）・軽 自動車税（車検 用））	○	×	

注 身分証明書は、週末窓口サービスでは発行できません。

※窓口に来る人の本人確認書類が必要です（P13）。

※本人以外の方が請求するときは、本人からの委任状が必要です。

※1月2日以降に転入した人や税の申告をしていない人の税証明は発行できません。

※住民票コード・マイナンバー入りの住民票を同一世帯ではない代理人が請求する場合は、即日交付できません。住民票を本人の住民登録地へ送付します。

※証明書発行手数料をクレジットカード・電子マネー・コード決済でも支払えます。

事前登録型本人通知制度

問 異動受付コーナー（市役所1階まどかフロア） 総合窓口センター ☎(580)1842

事前登録している人の住民票の写しなどを第三者または代理人に交付した場合に、本人通知する制度です。第三者または代理人からの住民票の写しなどの請求があった場合に、この制度で交付を拒否することや、登録者に交付の可否を確認することはありません。

詳しくは、問い合わせてください。

証明書コンビニ交付サービス

問 デジタル推進課（市役所5階） ☎(580)1807

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアなどのマルチコピー機で、証明書を取得できます。土日、祝日、早朝・夜間、大野城市外でも利用できる便利なサービスです。

- 利用時間 午前6時半～午後11時（保守点検期間を除く）
- 取得可能証明書 住民票の写し・印鑑登録証明書・課税・非課税証明書・所得証明書
- 必要なもの マイナンバーカード・4桁の暗証番号・手数料
- 利用方法

① コンビニへ行く！



マイナンバーカードの暗証番号（数字4桁）も必要です。事前にご準備ください。

② マルチコピー機を操作！



- ・「行政サービス」を選択。
- ・画面の案内に沿って操作。
- ・手数料を入金。
- ・証明書が印刷される。

③ 証明書を取得！



証明書の取り忘れにご注意。

4 環境・衛生

動物・ペット

問循環型社会推進課（市役所新館4階）

☎(580)1887

犬の登録

生後 91 日以上の子犬は、市へ登録する義務があります。

▶ 犬にマイクロチップを装着している場合
環境省データベースへの所有者情報の変更登録をすることで、市への犬の登録手続きが不要となります。

また、マイクロチップが鑑札とみなされず（鑑札は交付されません）。

※環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」（外部サイト）



【登録に関する問い合わせ先】

問公益社団法人日本獣医師会 **☎**03(6384)5320

▶ 犬にマイクロチップを装着していない場合
生後 91 日以上の子犬を飼い始めたら 30 日以内に市の窓口で登録手続きをしてください。

● 鑑札交付手数料 1 頭 3,000 円

登録情報の変更（住所や所有者の変更・死亡など）

▶ 犬にマイクロチップを装着している場合
環境省データベースへ所有者情報を登録している場合は、環境省データベースにて手続きを行うことができます。その場合、市への届出は必要ありません。

▶ 犬にマイクロチップを装着していない場合
市の窓口などで変更の届け出をしてください。

狂犬病予防注射

室内で飼われている小型犬やおとなしい犬でも、年に 1 回の狂犬病予防注射が義務付けられています。まだ、注射が済んでいない場合は、近くの動物病院で必ず受けさせてください。また、市では、毎年 4～5 月に市内各地で集団予防接種を行います。詳しくは、市ホームページを確認するかお問い合わせください。



● 狂犬病注射済票交付手数料 1 頭 550 円

変更内容	手続き
転居 (市内→市内)	住所変更の届け出をしてください。
転出 (市内→市外)	転出先で鑑札の交換（無償）が必要です。
転入 (市外→市内)	鑑札の交換（無償）が必要です。
譲渡 (所有者変更)	鑑札・注射済票は新しい飼い主へ渡してください。新しい飼い主は、譲渡の手続きが必要です。
犬の死亡	オンラインで申請するか、担当課へ電話してください。 
鑑札紛失	鑑札の再交付申請をしてください。（再交付手数料 1,600 円）
注射済票紛失	注射済票の再交付申請をしてください。（再交付手数料 340 円）

ごみの正しい出し方

問循環型社会推進課（市役所新館4階）

☎(580)1889

ごみ出し方法や古紙等回収などについて分かりやすくまとめたリーフレットを毎年 3 月に広報「大野城」と一緒に配布しています。循環型社会推進課窓口、公民館、各コミュニティセンターで配布しているほか、市ホームページでも確認できます。



火葬場（筑慈苑）

問筑慈苑施設組合 **☎**(926)1892

受付専用 **FAX** (926)1881

▶ 所在地 筑紫野市大字山家 3745-1

▶ 休館日 1 月 1 日、春季・秋季に各 1 日

詳しくは、筑慈苑のホームページを確認するかお問い合わせください。



5 国民健康保険・医療・年金

国民健康保険

問 国保・医療・年金コーナー（市役所1階まどかフロア） 国保年金課 ☎(580)1846

国民健康保険（国保）は、病気やけがなどで、経済的負担をしなければならないときに備え、日頃から国保税を支払い、お互いに助け合って、健康で明るい生活ができるようにつくられた制度です。

保険の加入者

各職場の健康保険（社会保険、共済組合など）に加入している人、後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人以外は、職業や収入に関係なく、全て国保に加入しなければなりません。国保に加入するとき、やめるとき、内容に変更があるときは、14日以内に届け出をしてください。国保の加入の届け出が遅れると、国保の資格ができた日から届け出の前日までの医療費は、一旦全額自己負担となることがあります。なお、受診から2年以上経過すると保険負担分の払い戻しを受けられなくなります。また、国保に加入すべき月（職場の健康保険を脱退したときや転入したとき）までさかのぼって、国保税が課税されます（届け出をしたときからではありません）。

	こんなとき	必要なもの
加入するとき	転入してきたとき	本人確認書類（P13）
	職場の健康保険をやめたとき ※全員、または一部の場合でも	職場の健康保険の資格喪失証明書、本人確認書類
	子どもが生まれたとき	届出人の本人確認書類
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、本人確認書類
やめるとき	転出するとき	保険証、資格確認書または資格情報のお知らせ
	職場の健康保険に加入したとき ※全員、または一部の場合でも	国保と職場の健康保険の両方の保険証、資格確認書または資格情報のお知らせ
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、資格確認書または資格情報のお知らせ、保護開始決定通知書
	死亡したとき	保険証、資格確認書または資格情報のお知らせ
その他	市内で住所が変わったとき	保険証、資格確認書または資格情報のお知らせ
	世帯主や氏名が変わったとき	
	保険証等をなくしたとき	本人確認書類

給付

問 国保・医療・年金コーナー（市役所1階まどかフロア） 国保年金課 ☎(580)1952

高額療養費支給制度

国民健康保険（国保）の加入者が病院で1カ月に一定額（自己負担限度額）以上の医療費を支払ったときは、申請により所得に応じて払い戻しが受けられます。

※医療費が高額になることが事前に分かっている場合は、「限度額適用（・標準負担額減額）認定証」を提示することで、同一月の同一医療機関での支払いが自己負担限度額までとなります。申請が必要となりますので、詳しくは市ホームページを確認するか問い合わせてください。

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用（・標準負担額減額）認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひ利用してください。



市ホームページ



オンライン申請

療養費支給制度

次のような場合には市役所窓口申請し、認められれば自己負担割合に応じて払い戻しが受けられます。

- 治療のために必要なコルセットなどの補装具を購入した場合（医師が必要と認めた場合）
- 緊急などやむを得ない事情により、保険証等を持たずに病院などを受診した場合
- 医師の同意を受けて、はり・きゅう・あんまマッサージなどを受けた場合
- 海外で診療を受けた場合（治療目的の渡航を除く）

葬祭費

国保の加入者が死亡した場合、申請により、葬祭を行った人に葬祭費3万円が支給されます。

▶ 必要なもの

- 喪主の氏名が分かるもの（葬祭の領収証や会葬御礼の写しなど）
- 喪主の印鑑
- 喪主の口座が分かるもの
- 亡くなった方の保険者証等

※事前に死亡届を総合窓口センターに提出してください。

※詳しくは、問い合わせてください。

出産育児一時金

国保の加入者が出産（在胎週数12週以降の死産・流産を含む）した場合、出産育児一時金が支給されます。（ほかの健康保険から出産育児一時金が支給される場合は対象となりません。（1年以上職場の健康保険に本人が加入した期間があり、資格喪失後6カ月以内の出産など））

▶ 支給金額（一分娩あたり）

- 産科医療補償制度加入分娩機関で在胎週数22週以降の出産 50万円
- 上記以外で在胎週数12週以降の出産（死産、流産、海外出産など） 48万8千円

入院時の費用負担の軽減のため、出産育児一時金を国保から医療機関などへ直接支払う直接支払制度があります。

詳しくは、問い合わせてください。

医療制度

問 国保・医療・年金コーナー（市役所1階まどかフロア） 国保年金課 ☎(580)1847

子ども・重度障がい者・ひとり親家庭などに対し、医療費の助成を行っています。助成を受けるには、医療証が必要です。市役所で申請してください。（生活保護を受けている人は除く）

※入院時食事代の本人負担分、保険診療以外の費用は自己負担です。

※医療機関から処方された薬剤は無料です。

子ども医療

▶ 対象者 中学3年生までの子ども

※重度障がい者医療・ひとり親家庭等医療受給者・生活保護受給者を除く。

▶ 本人負担額（1医療機関当たり）

- 0歳～小学生 自己負担なし（通院・入院とも）
- 中学生 通院 1,200円/月（上限）、入院 自己負担なし

重度障がい者医療

▶ 対象者 ● 身体障害者手帳1・2級の人 ● 療育手帳Aの人 ● 身体障害者手帳3級でIQ36以上50以下（療育手帳B1）の人 ● 精神障害者保健福祉手帳1級の人 ● 知的障がいにより障害基礎年金（1級）の人 ● 知的障がいにより特別児童扶養手当（1級）の人

※3歳未満の人を除く（子ども医療優先）

※所得制限あり（特別障害者手当準拠）

3歳から中学生までは児童手当準拠）

※知的障がいにより障害基礎年金（1級）および特別児童扶養手当（1級）の人は相談してください。

※65歳～74歳は後期高齢者医療制度の加入が必要です。

▶ 本人負担額（1医療機関当たり）

- 通院 ・ 3歳～小学生 自己負担なし
・ 中学生以上 500円/月（上限）
- 入院 ・ 3歳～中学生 自己負担なし
・ 高校生以上・一般 500円/日
・ 低所得 300円/日

※高校生以上は、月20日を限度とします。

※低所得とは「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されている人または資格確認書に併記されている人です。

※精神病床への入院について、高校生以上の精神障害者保健福祉手帳で資格を得た人は、対象になりません。

ひとり親家庭等医療

- ▶ 対象者 ● 父子家庭（18歳の年度末までの児童を扶養している父とその児童）● 母子家庭（18歳の年度末までの児童を扶養している母とその児童）● 父母のいない児童
- ※就学前の人を除く（子ども医療優先）
- ※所得制限があります。（児童扶養手当準拠）
- ※父（母）が重度の障がいの状態にある場合や、父（母）から1年以上遺棄されている

場合もひとり親家庭とみなされます。

- ▶ 本人負担額（1医療機関当たり）
- 通院
 - ・小学生 自己負担なし
 - ・中学生以上 800円/月（上限）
- 入院
 - ・小・中学生 自己負担なし
 - ・高校生以上 500円/日（月7日限度）

後期高齢者医療

問 国保年金課（市役所1階） ☎(580)1847

対象者 (被保険者)	● 75歳以上の人 ● 65歳以上 75歳未満で一定の障がいがある人 ※生活保護を受けている人は除きます。
資格確認書等	1人に1枚の資格確認書または資格情報のお知らせを 75歳になる月の前月に送付します。毎年8月1日に更新（7月に送付）
医療費の 自己負担割合	1～3割
資格確認書への 任意記載事項 併記の申請	自己負担限度額等の適用区分等を申請により資格確認書に併記することができます。マイナ保険証をお持ちでない人は、自己負担限度額等の適用区分を資格確認書に併記することで同じ月内の一つの医療機関での窓口負担が限度額までの支払いとなります。
高額療養費	同じ月内に支払った医療費について自己負担限度額を超えた額が払い戻されます。対象となる場合は、一度申請すると、次回から振込先口座に自動的に振り込まれます。
療養費	国民健康保険の「療養費支給制度」参照（P20）
葬祭費	後期高齢者医療に加入している人（被保険者）が亡くなった場合、葬祭を行った喪主に対して、3万円が支給されます。
保険料	被保険者個人に課され、医療費の支払いなどに使われます。所得に応じて課されるもの（所得割）、加入している全員に課されるもの（均等割）を合計して算出します。原則として年金から徴収（年度途中で資格取得した人や年金の額などによっては納付書や口座振替）されます。

国民年金

問 国保・医療・年金コーナー（市役所 1 階まどかフロア） 国保年金課

☎(580)1848

国民年金は、3つの基礎年金（老齢・障害・遺族）などにより、老後の生活や障がい・死亡など不測の事故に備え、生活の安定を図る目的でつくられた制度です。日本国内に住所がある 20 歳以上 60 歳未満の人は、必ず国民年金などの公的年金に加入しなければなりません。

	対象者	保険料（年金）の納め方
第 1 号被保険者	自営業者とその配偶者、学生、フリーライター、無職の人など (20 歳以上 60 歳未満)	●納付書払い（納付書は日本年金機構から送付）●口座振替●クレジットカード納付●スマートフォンアプリによる納付
第 2 号被保険者	厚生年金、共済組合などの加入者	給料などからの差し引き払い
第 3 号被保険者	第 2 号被保険者に扶養されている配偶者（20 歳以上 60 歳未満）	配偶者の加入する年金制度が負担

国民年金保険料を納めるのが困難なとき

- ▶ 対象者 経済的理由などで保険料を納めることができない人
 - ▶ 免除・猶予の種類
 - 全額免除 ●4 分の 3 免除 ●半額免除 ●4 分の 1 免除 ●納付猶予
- ※詳しくは市ホームページを確認してください。
- ※学生は「学生納付特例制度」がありますので、この免除や猶予の制度は利用できません。



国民年金の給付

※いずれの年金も、法改正などにより変更される場合があります。

- ▶ 老齢基礎年金
保険料を納めた期間と保険料を免除された期間などを合わせて 10 年（平成 29 年（2017 年）8 月 1 日に 25 年から 10 年に改正）以上ある人が、65 歳になったときから受けられます。60 歳を過ぎれば、繰り上げて受けることもできますが、手続きが必要となるため、年金事務所へ相談してください。また、定額保険料に加え、付加保険料を納めると、年金額を増額できます。窓口で相談してください。
- ▶ 寡婦年金
第 1 号被保険者として国民年金保険料を 10 年（平成 29 年（2017 年）8 月 1 日に 25 年から 10 年に改正）以上納めた（免除期間を含む）夫が老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに亡くなったとき、10 年以上の婚姻期

間のある妻が 60 歳から 65 歳になるまで受けられます。

- ▶ 障害基礎年金
初診日前に一定の納付要件を満たした人が、次のいずれかに該当する場合に支給されます。
 - 加入中の病気・けがで、障がいの程度が国民年金法で定める 1 級または 2 級の状態になったとき
 - 60 歳から 65 歳になる前までの病気・けがで障がいの程度が国民年金法で定める 1 級または 2 級の状態になったとき
 - ▶ 遺族基礎年金
死亡日前に一定の納付要件を満たした人や老齢基礎年金の資格期間を満たした人が亡くなったときに、次の遺族に支給されます。
 - 子のある配偶者 ●子
- ※子とは 18 歳到達年度末（障がいのある状態にある子は 20 歳）までの子
- ▶ 死亡一時金
保険料を 3 年以上納めた人が、いずれの基礎年金も受けずに死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。

年金生活者支援給付金

所得額が一定基準額以下の老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者には、年金に上乘せして年金生活者支援給付金が支給されます。給付金の受け取りには、請求書の提出が必要です。※手続きなどは、日本年金機構（年金事務所）が行います。

6 健康・健（検）診

健（検）診・健康づくり事業・予防接種

問健康課（すこやか交流プラザ） ☎(501)2222

※健康診断の日程・申込方法など詳しくは、「健康パンフレット」、市ホームページまたは広報「大野城」を確認してください。



休日夜間当番医

筑紫地区休日当番医（午前9時～午後5時）

広報「大野城」、または市ホームページで確認するか市役所・消防署に問い合わせてください。

●春日・大野城・那珂川消防本部 ☎(584)1191

※急患の場合に限ります。

※当番医は、急に変更になる場合があります。変更の有無や診療できる症状かどうかを事前に医療機関に確認してください。また、状況により、受付終了時間が早まる場合があります。



筑紫医師会
「医療機関検索」

小児の夜間・休日救急診療

曜日	診療時間	病院
月・水・金	午後5時～9時半 (受付・午後9時まで)	福岡大学筑紫病院 〔筑紫野市俗明院 1-1-1〕
上記曜日の祝日	午前9時～午後9時半 (受付・午後9時まで)	☎(921)1011
火・木・土	午後5時～9時半 (受付・午後9時まで)	福岡徳洲会病院 〔春日市須玖北 4-5〕
上記曜日の祝日・日曜日	午前9時～午後9時半 (受付・午後9時まで)	☎(573)6622

※病院の状況により、受付終了時間が早まる場合があります。

※対象年齢は、事前に病院へ問い合わせてください。

※上記診療時間内でも状況により、小児科医ではない救急診療部の医師が診療する場合があります。

福岡県救急医療情報センター

夜間・休日に診療可能な県内の医療機関の案内や看護師による救急の相談を24時間行います。

☎#7119 ☎(471)0099

ふくおか医療情報ネット（福岡県医療機関情報案内）

現在診療中の医療機関や当番医情報などを検索できます。



福岡県小児救急医療電話相談

看護師、または必要に応じて小児科医が助言を行い、医療機関の情報提供を行います。

▶ 日時

- 平日 午後7時～翌朝7時
- 土曜日 正午～翌朝7時
- 日曜日・祝日 午前7時～翌朝7時

☎#8000 ☎(731)4119

口腔保健センターちくし休日急患歯科診療所

突発的な歯痛などの症状に対して応急的な処置を行います。

▶ 診療日 日曜日、祝日、盆、年末年始

▶ 診療時間 午前9時～午後1時

※年末年始（12/30～1/3）は午前9時～午後4時

▶ 場所 春日市春日原北町 1-3-6 筑紫歯科医師会館1階 ☎(571)0118

7 子育て

子育てサポートブック

問 子育て支援課（すこやか交流プラザ3階）
☎(580)1912

妊娠中から就学前のお子さんをお持ちの人へ、「おのじょう子育てサポートブック」を市ホームページに掲載しています。



病児デイケアルーム大野城

問 子育て支援課（市役所1階） ☎(580)1864
病児デイケアルーム大野城（松田小児科2階・下大利1-7-18） ☎(582)5122

保護者の仕事などにより、病気やけがなどの児童を家庭で保育できないときに、病院内の専用施設（病児デイケアルーム大野城）で一時的に預かるサービスです。事前に登録が必要です。

- ▶ 対象者 生後90日～小学6年生
- ▶ 利用期間 原則、1回につき連続7日以内
- ▶ 利用時間 ●月～金曜日 午前8時半～午後5時半 ●土曜日 午前8時半～午後0時半
- ▶ 料金 無料
※医療行為が必要な場合は、別途料金が必要

保育所（園）

問 子育て支援課（市役所1階） ☎(580)1864

市内には、市立・私立の18カ所の認可保育所などがあり、そのうち4カ所では一時保育も行っています。

詳しくは、市ホームページを確認してください。申込書などを子育て支援課および各地域行政センターで配布しています。



一時保育サービス

問 子育て支援課（市役所1階） ☎(580)1864

市内4カ所の保育所で、一時保育サービス事業を行っています。保護者の就労や疾病・出産・育児からのリフレッシュなどのために利用できます。事前登録・面接がありますので、利用を希望する実施保育所（園）にお問い合わせください。なお、児童が保育環境に慣れるまでは、慣らし保育（短時間の預かり）をお願いしています。詳しくは、市ホームページを確認してください。



認定こども園

問 子育て支援課（市役所1階） ☎(580)1864

教育と保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設です（P36）。

詳しくは、市ホームページを確認してください。

保育所部分についての申込書などは子育て支援課および各地域行政センターで配布しています。幼稚園部分の申し込みについては園に直接お問い合わせください。



幼稚園

問 子育て支援課（市役所1階） ☎(580)1864

市内には、私立幼稚園が6園あります（P36）。利用料や入園手続きなど詳しくは、各幼稚園に直接お問い合わせください。

8 教育

小・中学校への新入学

入学前の健康診断

問教育総務課（市役所5階） ☎(580)1902

小学校に入学する児童に、前年の10月ごろ健康診断を行います。9月に各家庭に通知します。

小・中学校入学通知

問学校・地域連携課（市役所5階） ☎(580)1907

小・中学校に入学する児童・生徒に入学する年の1月に入学通知書を発送します。通知が届かないときは連絡してください。

国・県・私立学校へ入学するときは、入学許可証などの入学することが分かる書類を持って来るかオンラインで届け出してください。

転校の手続き

問学校・地域連携課（市役所5階） ☎(580)1907

市外から転入

市役所1階まどかフロア・地域行政センターで転入届を行うと就学校指定通知書が交付されるので、前の学校で発行された在学証明書などと一緒に転校する学校に提出してください。

市外へ転出

市役所1階まどかフロア・地域行政センターで転出届を行うと就学者異動通知書が交付されます。それを持って在学していた学校へ行き、在学証明書などの交付を受け、新しい居住地の学校に提出してください。

市内で転居

市役所1階まどかフロア・地域行政センターで転居届を行うと就学校指定通知書・就学者異動通知書が交付されます。それを持って在学していた学校へ行き、在学証明書などの交付を受け、新しい学校に提出してください。

転居後も学校区が変わらない場合は、就学校指定通知書を交付しませんので、転居したことを学校へ連絡してください。

Onojo 放課後こども事業ランドセルクラブ

問学校・地域連携課（市役所5階） ☎(580)1911
ランドセルクラブ

放課後に児童と一緒に活動し、学習・遊び・体験をとおして、自主性・社会性を養う場として実施しています。

登録区分によって、入所要件や利用できる日時などが異なります。

【G登録】（4月1日開始）

- ・学校がある平日の放課後（午後5時まで）は、週5日利用できます。
- ・延長（午後5時～7時）を利用できます。
- ・学校が休みの日（長期休み・学校代休日・土曜日）も利用できます。
- ・入所の要件があります。（定員なし）

【R登録】（6月1日開始）※令和7年度は6月2日開始

- ・学校がある平日の放課後のうち、週3日選択し利用できます。（午後5時まで）
 - ・延長利用はできません。
 - ・学校が休みの日（長期休み・学校代休日）は利用できません。
- ※要件を満たせば、G登録（土曜日）の併用は可能です。
- ・入所の要件はありません。（定員あり）

就学援助

問教育総務課（市役所5階） ☎(580)1902

大野城市立の小中学校に在学する児童・生徒の保護者が、学校で必要な費用（給食費・学用品など）の支払いにお困りの際に一定の費用を援助しています。申請は、市ホームページ（オンライン申請）、市役所とコミュニティセンター（窓口申請）で受け付けています。

奨学資金制度

問教育総務課（市役所5階） ☎(580)1902

市内に1年以上住んでいて、成績が優秀、または文化・スポーツで優秀な成績を収めた人で、経済的な理由で高等学校・中等教育学校後期課程や高等専門学校・大学（大学院・短大を除く）に入学・進級することが困難な人に、選考の上、奨学資金を支給します。（募集枠あり）

ことばの教室・特別支援学級

問 教育サポートセンター（市役所5階）
☎(580)1877

聞こえやことばの発達などに課題のある児童・生徒のために、通級指導教室（ことばの教室）を大野北小学校・月の浦小学校・下大利小学校・青少年の居場所「ユープレ」（中学生教室）で行っています。障がいのある児童生徒や発達に課題などのある児童・生徒のために、小・中学校に特別支援学級を設置しています。

入級については、在籍中の学校または教育サポートセンターに相談してください。

教育支援センター

問 教育サポートセンター（市役所5階）
☎(580)1877

心理的または情緒的不安などによる不登校の児童・生徒を対象に、社会的自立を目指す援助・指導を行う場所を北コミュニティセンター内に設置しています。

入級については、在籍中の学校または教育サポートセンターに相談してください。

教育サポートセンターによる教育相談

問 教育サポートセンター（市役所5階）
☎(580)1877

15歳までの子どもを対象としたいじめや不登校、学校に関する相談や、子どもたちの発育・発達に関する相談など、専門家による教育相談を行っています。電話・来所相談のほか、通学・通園施設を通じて相談することもできます。

※16歳から18歳までを対象とした相談は、子ども相談センター(P32)に連絡してください。

9 福祉・介護

障がい者(児)の福祉制度

問 福祉サービス案内コーナー（市役所1階まどかフロア） 福祉サービス課（市役所1階）
☎(580)1852・1853 FAX(573)8083

「はばたき」を活用してください

障がい福祉のしおり「はばたき」を市役所や地域行政センターで配布しています。障がいのある人が安心して生活を送ることができるように支援するサービスなどを紹介しています。市ホームページでも確認できます。



介護保険・高齢者福祉

問 介護支援課（市役所1階） ☎(580)1860 FAX(573)8083
すこやか（介護保険のてびき）

高齢者夫婦や一人暮らしの世帯がますます増えていくなか、いつ自分に、また家族に介護が必要になるかは分かりません。介護を家族だけで行うことは、並大抵のことではありません。そのような不安を解消し、安心して老後を送るために考えられたのが介護保険制度です。

介護保険の仕組みや介護サービスの種類などを知ってもらうために、「すこやか（介護保険のてびき）」を作成しています。地域行政センターでも配布しており、市ホームページでも確認できます。



問 すこやか長寿課（市役所新館4階） ☎(501)2306 FAX(573)0022
暮らしのもやい帳

「住み慣れた地域で支えあい、安心して暮らせる協働のまちづくり」のため、生活支援体制整備事業の一環として、高齢者の生活向上・生きがい創造・介護予防に役に立つ情報をまとめた冊子「暮らしのもやい帳」を作成しています。ぜひ活用してください。



10 税金

市県民税

問 市税課（市役所 1 階） ☎(580)1828

毎年 1 月 1 日現在、市内に住所がある人に課税されます。市民税・県民税とも均等割額と所得割額を合算したものが税額となります。
 なお、市内に事務所、または事業所を有する法人には、法人市民税が課税されます。

固定資産税・都市計画税

問 市税課（市役所 1 階） ☎(580)1829

毎年 1 月 1 日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に固定資産税が課税されます。そのうち、市街化区域に所在する土地や家屋には、都市計画税が同時に課税されます。都市計画税は、都市計画事業に使われる目的税です。

国民健康保険税

問 国保・医療・年金コーナー（市役所 1 階まどかフロア） 国保年金課 ☎(580)1846

国民健康保険に加入している世帯の世帯主に課税される税金です。国民健康保険税は、所得に応

じて課税されるもの（所得割）、国民健康保険に加入している全ての人・世帯に課税されるもの（均等割・平等割）を合計して算出します。

軽自動車税（種別割）

問 市税課（市役所 1 階） ☎(580)1827

毎年 4 月 1 日現在、原動機付自転車や軽自動車などを所有している人に課税されます。

国税の問い合わせ

問 筑紫税務署 ☎(923)1400

所得税・相続税・贈与税などの問い合わせや納税相談を受け付けています。

県税の問い合わせ

問 筑紫県税事務所 ☎(513)5573

不動産取得税・自動車税・事業税などの問い合わせや納税相談を受け付けています。

納税

問 納税課（市役所 1 階） ☎(580)1831

市税等納期一覧表

納期（月）	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
市県民税			○		○		○			○		
固定資産税・都市計画税	○			○		○			○			
国民健康保険税			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
軽自動車税（種別割）		○										
後期高齢者医療保険料				○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護保険料			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※納期限は各月の月末です。ただし、12 月の納期限は 12 月 25 日です。なお、納期限が休日などの場合は金融機関の翌営業日です。

▶ 納めるところ 納税（入）通知書の裏面に記載されている納付場所

11 消防・防災・防犯

火災の通報と救急の要請

- ▶ 消防署への通報 ☎119
聴覚に障がいがある人、発話が困難な人
FAX119
- ▶ 春日・大野城・那珂川消防署〔春日市春日2-2-1〕 ☎(584)1191
 - 南出張所〔横峰2-17-1〕 ☎(595)0119
 - 東出張所〔御笠川1-16-13〕 ☎(504)7119
- ▶ 救急車の適正利用について
救急出動件数が増加しています。
真に緊急を要する人のために、救急車の適正利用をお願いします。
迷ったときには「#7119番」(救急電話相談)に電話してください。
夜間、休日などの受診については、P22を参照してください。

火災の問い合わせ

- ▶ 災害情報ダイヤル
☎092(791)1639(春日・大野城・那珂川消防本部)
※携帯電話、一般電話(IP電話を除く)から利用可能です。また、災害情報は、消防本部ホームページでも確認できます。
- ▶ 福岡都市圏消防情報メール(ふくしょうめーる)
春日・大野城・那珂川消防本部を含む福岡都市圏(6消防本部)で発生した火災情報と消防本部からのお知らせを希望する人にメール配信します。登録方法は、春日・大野城・那珂川消防本部ホームページを確認してください。



ハザードマップ

ハザードマップは災害危険箇所や避難方法など災害から身を守るための情報を示したマップのことです。危機管理課の窓口で配布しているほか、市ホームページにも掲載しています。



警察への通報

- ▶ 警察への通報 ☎110
 - 春日警察署〔春日市原町3-1-21〕 ☎(580)0110
 - 白木原交番〔白木原2-4-22〕 ☎(580)0110
 - 大野交番〔御笠川2-12-2〕 ☎(580)0110
 - 南ヶ丘交番〔南ヶ丘4-1-20〕 ☎(580)0110
 - 春日原交番〔春日市春日原東町2-52-1〕 ☎(580)0110
- ▶ 警察への相談 ☎#9110
110番をかけるほどのことでもないが、「不審な人物がいて気持ちが悪い」「こんなことも相談していいのだろうか」と思ったときは、遠慮なく「#9110」に電話してください。
※ダイヤル回線電話の場合は、福岡県警察本部相談ダイヤル ☎(641)9110
または春日警察署 ☎(580)0110

ふっけい安心メール

福岡県警察本部および警察署から、地域の安全(事件や不審者情報)に関する情報を配信します。



登録用ホームページ

12 住まい・道路・上下水道

市営住宅

問 財産管理課（市役所新館3階） ☎(580)1824

あけぼの市営住宅〔瑞穂町4-3-1、瑞穂町4-3-2〕
おおぎ市営住宅〔大城4-27、大城4-28〕
入居要件など、詳しくは、
市ホームページを確認し
てください。



街路灯（道路照明灯・防犯灯）についての要望

街路灯の新設については、お住まいの公民館に
相談してください。街路灯が不点灯などの故障に
ついては、下記まで連絡してください。

問 道路照明灯 建設管理課（市役所2階）

☎(580)1880

問 防犯灯 生活安全課（市役所新館4階）

☎(580)1897

住宅相談

問 産業振興課（市役所新館4階） ☎(580)1870

● 住宅相談センター ☎(582)1696
毎月17日（午前10時～午後3時）に市役所1
階ロビーで、専門家が直接相談に応じます。

（土・日曜日、祝日の場合は、翌開庁日）

● すまいとくらしの相談センター（市商工会）
☎(581)3412

道路の破損

道路の陥没・舗装の破損

- 市道 建設管理課 ☎(580)1880
- 県道 那珂県土整備事務所道路課 ☎(513)5565
- 国道 福岡国道事務所 ☎(672)4028

コミュニティバス「まどか号」

問 都市計画課（市役所2階） ☎(580)1868

市内の北・東地区と中央地区の一部で、ノンステ
ップ車両のコミュニティバスを運行しています。

▶ 運賃 一律100円 定期券、各種割引運賃な
し 支払方法は現金、ICカード、回数券（11
回分、1,000円）

バス停、運行時刻などについては、次の連絡
先に問い合わせるか、市ホームページを確認
してください。

- 西鉄二日市(株)月の浦本社 ☎(595)6475
受付時間：午前9時～午後5時（土日祝も可）
- 西鉄お客様センター ☎0570(00)1010
受付時間：午前8時～午後8時（土日祝も可）

無料自転車駐車場

問 建設管理課（市役所2階） ☎(580)1880

● 錦町（錦町二丁目） ● JR 水城駅 ● JR 大野城駅
東口 ● JR 大野城駅西口 ● 西鉄白木原駅前 ● 西鉄
下大利駅横 ● 西鉄下大利駅東

※西鉄連続立体交差事業および街路整備事業の進捗に伴
い、一部使用を休止していることがあります。

駅周辺市営駐車場

問 建設管理課（市役所2階） ☎(580)1880

西鉄白木原駅東口・西口および JR 大野城駅西口
に市営駐車場を整備しています。市営駐車場は、
20分以内無料のため、送迎などの一時駐車に利
用できます。

※西鉄連続立体交差事業および街路整備事業の進捗に伴
い、一部使用を休止していることがあります。

上下水道の使用

問 料金施設課（市役所新館2階） ☎(580)1923

上・下水道の使用開始・中止

上・下水道を使用するときは、使用開始届（はが
き）または、インターネットによる申し込みが必
要です。転出・転居で使用を中止する人は、5日
前までに連絡してください。

水道料金・下水道使用料

メーター検針は2カ月に一度偶数月に行います。
料金などの請求は、検針した水量を2で割ったも
のを1カ月分の使用水量として毎月請求します。
※割り切れない場合の端数は奇数月に加算。
※井戸水のみ使用の場合は、下水道使用料のみの
請求となります。

▶ 支払方法 ● 口座振替 ● 納入通知書（地域行
政センター、各コンビニエンスストア、スマ
ートフォン決済アプリで支払えます。）

漏水修理対応ができる「大野城市宅内漏水修理当番業者」があります。

年中無休 受付時間 午前8時半～午後5時
受付電話番号 ☎(595)1486

※「大野城市指定給水装置工事事業者」に漏水修理を依頼した際に、漏水箇所および状況により水道料金・下水道使用料の一部を減免申請できる場合があります。

13 広報・広聴

広報活動

☎広報・コミュニケーション推進課（市役所3階） ☎(580)1800

広報「大野城」

毎月2回、1日号と15日号を発行しています。発行日の前日までに市内の全世帯と事業所に配布。市ホームページにも掲載しています。

声の広報（社会福祉協議会）

広報「大野城」をCDに録音して、視覚に障がいのある人や字を読むことができない人に配布しています。

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

X（旧 Twitter）・Facebook・LINE・Instagram・YouTube などを利用して、市のさまざまな情報を発信しています。

市勢要覧

市の概要・取り組み・自然・歴史・文化・スポーツ・あゆみ・各データをまとめた冊子を作成しています。行政資料室で販売しているほか、市ホームページでも見ることができます。

広聴活動

☎広報・コミュニケーション推進課（市役所3階） ☎(580)1800

提言受付（市ホームページ）・意見箱

市ホームページに「提言受付」のコーナーを設けています。また、市役所1階・まどかびあ・各コミュニティセンターに意見箱を設置しています。

行政資料室

☎行政資料室（市役所新館3階） ☎(580)1942
☎広報・コミュニケーション推進課（市役所3階）

次の業務を行っています。

●市の人口、計画書、議会の会議録などの行政資料の閲覧 ●コピーサービス（有料） ●市の地図、都市計画図などの販売 ●各種パンフレットの配布 など

情報公開

☎広報・コミュニケーション推進課（市役所3階） ☎(580)1800

情報公開制度

市が保有する公文書の開示を求めることができます。市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政運営を図るとともに、より一層の市政参加を推進するものです。

個人情報保護制度

市が保有する自己に関する個人情報の開示を求められます。個人情報の開示のほか、訂正・利用の停止・削除・提供の中止などを受け付け、個人情報の適正な取り扱いを行うものです。

14 無料相談

各種相談

行政相談

国などの仕事やサービスについての要望や意見



暴力団による悩みや困りごと相談

- 春日警察署 ☎(580)0110
- ▶ 日時 月～金曜日（祝日を除く）
午前9時半～午後4時半

民暴特別相談会

民事暴力担当の弁護士による電話、または面接の無料相談

- （公財）福岡県暴力追放運動推進センター ☎(651)8938
- ▶ 日時 第1・3水曜日（祝日を除く）
午後1時半～4時

家庭内・ストーカー・悪質金融などの 困りごと相談

県警相談専用電話 ☎#9110

犯罪被害支援

- 福岡県警察本部犯罪被害者相談電話
「心のリリーフ・ライン」 ☎(632)7830
- ▶ 日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午
前9時～午後5時45分
- （公社）福岡犯罪被害者支援センター ☎(409)1356
- ▶ 日時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時～午後4時
- 性暴力被害者支援センター・ふくおか ☎(409)8100 相談時間毎日24時間（年中無休）
- 性犯罪被害相談電話（全国共通） ☎#8103
- ▶ 相談時間 毎日24時間
福岡県警察の性犯罪被害相談電話につなが
ります。（男性の警察官が対応する場合あり）

DV相談

配偶者などからの暴力などについての相談

- 配偶者暴力相談支援センター ☎(584)0052
- ▶ 日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午
前8時半～午後5時15分

- 福岡県配偶者からの暴力相談電話（夜間・休日
相談電話） ☎(663)8724

- ▶ 日時 月～金曜日 午後5時～午前0時、土・
日曜日、祝日 午前9時～午前0時（年末年
始を除く）

- ちくし女性ホットライン ☎(513)7335

- ▶ 日時 月・水・木・金曜日 正午～午後7時、
土曜日 午前10時～午後5時（祝日、年末年
始を除く）

- 福岡県あすばる相談ホットライン ☎(584)1266

- ▶ 日時 火～日曜日、月曜日（祝日のみ） 午
前9時～午後4時半（8月13日～15日、年
末年始を除く）

※金曜日（祝日を除く）は夜間も可 午後6
時～8時半

- 福岡県あすばる男性のための電話相談 ☎(584)4977

- ▶ 日時 第1・3土曜日 午後2時～4時
第2・4金曜日 午後6時～8時半（祝日
を除く）

※8月13日～15日、年末年始を除く

人権相談

いじめや差別など人権侵害についての相談

- 人権相談ダイヤル（福岡法務局筑紫支局） ☎0570(003)110
- ▶ 日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午
前8時半～午後5時15分
- 面接相談（人権擁護委員）
- ▶ 日時 毎月第1木曜日（6月は人権擁護委員
の日に実施）午前10時～午後3時
※実施日は事前に確認してください。
- ▶ 会場 総合福祉センター
7月以降、大野城市役所に変更となる可能性
があります。
※実施場所を事前に確認してください。

社会福祉協議会

- ふくし何でも相談 電話相談可 ☎(501)3311
- ▶ 日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時
- ▶ （午後0時15分から午後1時までは昼休み）
- 弁護士による電話法律相談 ☎(501)7830
- ▶ 日時 第2木曜日 午前10時～正午（受付は、午前11時40分まで）
- 弁護士による心配ごと相談 ☎(572)7700
- ▶ 日時 第1～4火曜日 午前10時～正午、第1・4火曜日は午後1時～3時も実施
- ※受付 午前は9時～、午後は0時45分～、事前予約可

男女平等推進センター アスカーラ

- 問男女平等推進センター アスカーラ（大野城まどかぴあ3階） ☎(586)4035
- ▶ 休館日 第1・3水曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始
- ▶ ホームページからの予約受付（24時間）

総合相談

- 日常生活でのさまざまな悩み相談。電話または面接で相談できます。（面接は要予約）
- ▶ 日時 月～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後5時

法律相談（2日前までに要予約）

女性の弁護士による相談

- ▶ 日時 木曜日（第5木曜日、祝日を除く）午後1時～4時

臨床心理士による相談（2日前までに要予約）

対人関係・性格・子育て・結婚・離婚など

- ▶ 日時 火曜日（月2回）正午～午後3時、木曜日（月2回）午前9時～正午
- ※実施日は事前に確認してください。

おしごと相談（2日前までに要予約）

仕事上の悩み相談と再就職を希望する子育て中の女性への就職あっせんを行います。

- ▶ 日時 第2水曜日（祝日の場合、翌日に実施）午前10時～正午

消費生活センター

消費生活のトラブルについて、資格を持つ専門相談員が相談に応じ、解決のための助言、情報提供を行い、また必要に応じて事業者と相談者とのあっせんを行います。

大野城市消費生活相談

- ▶ 日時 月～金曜日（祝日・12月29日～1月3日を除く）午前9時半～正午・午後1時～4時半
- ※来所の際は、事前に電話してください。
- ▶ 場所 市役所新館4階 消費生活センター ☎(580)1968 ※電話相談可

福岡県消費生活相談

- ▶ 日時 月～金曜日 午前9時～午後4時半
- 日曜日（電話相談のみ）午前10時～午後4時（祝日・12月29日～1月3日を除く）
- ▶ 場所 吉塚合同庁舎1階 福岡県消費生活センター〔福岡市博多区吉塚本町13-50〕 ☎(632)0999

消費者庁消費者ホットライン

- ▶ 日時 土・日曜日、祝日 午前10時～午後4時 ☎188（局番なし）

その他の相談機関

- ▶ 福岡県弁護士会
天神弁護士センター ☎(741)3208
二日市法律相談センター ☎(918)8120
- ▶ 福岡県司法書士会
福岡南総合相談センター ☎(918)5264
- ▶ 法テラス福岡法律事務所 ☎(0570)078359
- ▶ (公財)日本クレジットカウンセリング協会（福岡相談室） ☎(0570)031640

子ども相談センター

- 問子ども相談センター（市役所新館2階） ☎(585)2460 FAX(585)2470

18歳までの子どもを対象とした家庭・学校生活、友人関係、心身の発達、問題行動、虐待、育児などの相談に、面接や電話（FAX可）で応じています。

- ▶ 日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前8時半～午後5時

15 施設案内

各施設

公共施設	大野城市役所コールセンター（代表）	曙町 2-2-1	(501)2211 FAX(501)2394
	すこやか交流プラザ	瓦田 4-2-1	(501)2222
	大野城まどかぴあ総合窓口	曙町 2-3-1	(586)4000
	瓦田浄水場	瓦田 4-3-1	(582)5731
	春日大野城リサイクルプラザ（資源ごみ）	春日市春日公園 6-2	(596)7066
	大野城環境処理センター（緑のリサイクル）	大字牛頸 2472	(596)5943
	クリーン・エネ・パーク南部 （もえるごみ）	春日市大字下白水 104-5	(433)8234 予約専用
	筑慈苑（火葬場）	筑紫野市大字山家 3745-1	(926)1892
コミュニティセンター	南コミュニティセンター ※地域行政センター （証明発行、届け出、申請書類の預かり）	南ヶ丘 5-9-1	(596)0686 ※(596)0917
	中央コミュニティセンター ※地域行政センター （証明発行、届け出、申請書類の預かり）	中央 1-5-1	(573)3127 ※(573)3151
	東コミュニティセンター ※地域行政センター （証明発行、届け出、申請書類の預かり）	大池 2-2-1	(504)1428 ※(504)1433
	北コミュニティセンター ※地域行政センター （証明発行、届け出、申請書類の預かり）	御笠川 1-17-1	(513)0099 ※(513)0226
地域包括支援センター	基幹型地域包括支援センター	曙町 2-2-1	(501)2306
	南地区地域包括支援センター	つつじヶ丘 3-1-31	(589)2632
	中央地区地域包括支援センター	上大利 1-3-9	(595)6802
	東地区地域包括支援センター	中 2-3-1	(504)5858
	北地区地域包括支援センター	仲畑 3-10-21	(501)3838
子育て支援・教育	子ども療育支援センター	瓦田 4-2-1	(582)2760
	子ども相談センター	曙町 2-2-1	(585)2460
	こども家庭センター（相談支援担当）	曙町 2-2-1	(580)1964
	こども家庭センター（母子保健担当）	曙町 2-2-1	(580)1978
	れいわ子ども情報センター 親子サロンフロア	瓦田 4-2-1	(501)3339
	れいわ子ども情報センター 子育て応援フロア	瓦田 4-2-1	(573)8219
	ファミリー交流センター	つつじヶ丘 2-5-1	(596)1888
	青少年の居場所「ユープレ」	筒井 2-2-2	(580)1811

スポーツ施設	総合体育館	大字乙金 618-12	(503)0021
	(公財)大野城市スポーツ協会	大字乙金 618-12	(503)9500
	赤坂テニスコート	中 2-5-1	(504)3155
	旭ヶ丘テニスコート	旭ヶ丘 1-12-27	(595)6100
	北市民プール	御笠川 1-17-1	(504)5051
小学校	大野小学校	瓦田 3-2-1	(581)1027
	大野北小学校	山田 4-17-1	(581)1501
	大野南小学校	南ヶ丘 4-18-1	(596)1223
	大野東小学校	乙金 1-18-1	(503)7160
	大利小学校	上大利 1-7-1	(596)3092
	平野小学校	横峰 2-4-1	(596)5711
	大城小学校	大城 3-29-1	(503)6332
	下大利小学校	東大利 4-8-1	(501)8722
	御笠の森小学校	御笠川 1-7-1	(504)1431
	月の浦小学校	月の浦 3-22-1	(595)6776
中学校(市立)	大野中学校	白木原 3-11-1	(581)0153
	大野東中学校	乙金台 2-5-1	(503)5101
	大利中学校	上大利 1-6-1	(596)2911
	平野中学校	つつじヶ丘 4-1-1	(596)6501
	御陵中学校	中 1-20-1	(503)2901
	筑紫中央高等学校	中央 2-12-1	(581)1470
警察署	春日警察署	春日市原町 3-1-21	(580)0110
	白木原交番	白木原 2-4-22	(580)0110
	大野交番	御笠川 2-12-2	(580)0110
	南ヶ丘交番	南ヶ丘 4-1-20	(580)0110
	春日原交番	春日市春日原東町 2-52-1	(580)0110
消防署	春日・大野城・那珂川消防署 南出張所	横峰 2-17-1	(595)0119
	春日・大野城・那珂川消防署 東出張所	御笠川 1-16-13	(504)7119
福岡県 筑紫総合庁舎	筑紫保健福祉環境事務所	白木原 3-5-25	(513)5581
	那珂県土整備事務所		(513)5561
	流域下水道事務所		(513)5590
	筑紫県税事務所		(513)5573
郵便局	大野山田郵便局	山田 2-15-21	(581)8938
	大野城牛頸郵便局	若草 1-1-6	(596)6123
	大野城下大利郵便局	下大利 1-15-9	(581)8941
	大野城南ヶ丘郵便局	南ヶ丘 3-2-27	(596)3662
	筑前大野郵便局	瓦田 3-11-15	(591)2904
	中簡易郵便局	中 3-6-35	(503)8800

公民館・集会所

牛頸	大字牛頸 1357-5	(596)3513	釜蓋	大城 4-9-5	(503)0022
若草	若草 2-6-23	(596)0065	井の口	大城 1-25-1	(503)5384
平野台	平野台 1-20-7	(596)3539	中	川久保 1-7-1	(504)0258
月の浦	月の浦 3-24-6	(595)7147	乙金	乙金 2-5-18	(504)1870
南ヶ丘1区	南ヶ丘 2-19-1	(596)3108	乙金台	乙金台 2-17-3	(503)9793
南ヶ丘2区	南ヶ丘 4-17-1	(596)3501	乙金東	乙金東 3-5-43	(503)8812
つつじヶ丘	つつじヶ丘 3-1-30	(596)0027	大池	大池 2-2-2	(504)1386
上大利	上大利 2-18-1	(596)4686	上筒井	筒井 3-8-1	(571)4116
中大利	中央 1-2-15	(571)4322	下筒井	筒井 1-7-1	(571)4115
下大利	下大利 2-10-10	(571)6367	山田	山田 4-13-17	(571)4386
東大利	東大利 1-12-5	(591)8943	雑餉隈町	雑餉隈町 3-3-7	(591)6074
下大利団地	下大利団地 4-2	(573)8440	栄町	栄町 1-1-11	(572)8665
白木原	白木原 1-5-5	(571)4403	仲島	仲畑 4-21-1	(572)1147
瓦田	瓦田 3-1-1	(571)4453	畑詰	仲畑 2-9-12	(571)0460
白木原集会所	白木原 4-5-26	(584)3422	中集会所	中 1-6-21	(504)7321
瑞穂町集会所	瑞穂町 2-2-26	(212)9647			

老人憩の家

☎すこやか長寿課（市役所新館4階） ☎(580)1859

高齢者の教養の向上、レクリエーション・相互親睦などを図り、心身の健康を増進するため、各区に老人憩の家を設置しています。 ※金額は1部屋・1時間当たり、下記の範囲内で各区ごとに定める。

対象者	●市内に住むおおむね60歳以上の人 ●指定管理者が認める人	
開館日・開館時間	各老人憩の家で異なります。	
部屋代	60歳以上の人	●午前9時～午後5時 無料 ●上記以外の時間 410円
	60歳未満の人	410円
冷暖房費	310円	

牛頸老人憩の家	牛頸 3-14-8	釜蓋老人憩の家	大城 4-9-5
若草老人憩の家	若草 2-6-23	井の口老人憩の家	大城 1-25-1
平野台老人憩の家	平野台 1-20-7	中老人憩の家	川久保 1-5-6
月の浦老人憩の家	月の浦 3-24-6	乙金老人憩の家	乙金 2-5-18
南ヶ丘1区老人憩の家	緑ヶ丘 3-2-10	乙金台老人憩の家	乙金台 2-17-3
南ヶ丘2区老人憩の家	南ヶ丘 4-18-16	乙金東老人憩の家	乙金東 3-5-43
つつじヶ丘老人憩の家	つつじヶ丘 3-32-2	大池老人憩の家	大池 2-2-2
上大利老人憩の家	上大利 2-18-1	上筒井老人憩の家	筒井 3-8-1
中大利老人憩の家	中央 1-2-15	下筒井老人憩の家	筒井 1-6-53
下大利老人憩の家	下大利 2-11-2	山田老人憩の家	山田 4-13-17
東大利老人憩の家	東大利 1-12-5	雑餉隈町老人憩の家	雑餉隈町 3-3-7
下大利団地老人憩の家	下大利団地 49-1	栄町老人憩の家	栄町 1-1-11
白木原老人憩の家	白木原 4-5-26	仲島老人憩の家	仲畑 4-21-2
瓦田老人憩の家	瓦田 2-6-7	畑詰老人憩の家	仲畑 2-9-12

認可保育所等・幼稚園・認定こども園

認可保育所等

保育所（園）名	所在地	電話番号
大野北保育所（市立）	御笠川 1-7-30	(580)8522
大野南保育所（市立）	下大利 1-18-28	(571)3233
筒井保育所（市立）	筒井 5-15-18	(585)6824
みずほ保育所	瓦田 1-6-17	(581)5904
乙金保育園	乙金 2-3-57	(503)4000
南ヶ丘保育園	大字牛頸 279-1	(596)0218
のぞみ愛児園	下大利団地 4-1	(582)4656
リズム保育園	中央 1-8-1	(572)6455
平野保育園	牛頸 4-7-20	(596)6200
大城保育園	大池 2-10-1	(504)1421
やさしい保育園	白木原 4-1-45	(915)1221
おおり保育園	上大利 4-1-41	(558)7640
ひじり保育園	大字牛頸 1181-3	(589)2323
たのしい保育園	山田 4-18-11	(558)4164
こすもすナーサリースクール	筒井 4-14-3	(558)4614
みかさの森保育園	中 2-5-5	(504)1212
みかさかわ保育園	御笠川 5-3-7	(580)9555
じぶんみらい保育園下大利	下大利 1-9-24 3階	(558)1850

幼稚園

園名	所在地	電話番号
大野南幼稚園	上大利 1-8-1	(596)0160
みかさ幼稚園	仲畑 4-23-20	(591)2413
南ヶ丘幼稚園	南ヶ丘 5-19-1	(596)2974
南ヶ丘第二幼稚園	旭ヶ丘 2-4-10	(596)2907
月の浦幼稚園	月の浦 3-23-1	(595)2580
日和香幼稚園	下大利 1-5-21	(581)8702

認定こども園

園名	所在地	電話番号
大野幼稚園	曙町 1-2-27	(572)8662
大野東幼稚園	乙金 1-10-37	(503)2895
筑紫幼稚園	横峰 2-2-18	(596)4959

※届出保育施設と企業主導型保育事業所は、市ホームページや保育所ガイドなどを確認してください。

大野城心のふるさと館

問心のふるさと館 ☎(558)5000 曙町 3-8-3

歴史・こども・にぎわいをキーワードとし、「ふるさと大野城」をまるごと体感できる市民ミュージアムです。積み木や滑り台で遊べるキッズコーナーや百間石垣の約7mの高さを体感できるクライミングコーナー、貴重な資料などを展示する特別展・企画展の開催など、子どもから大人まで誰もが楽しみ、学び、交流が生まれる施設です。

- ▶ 開館時間 午前9時～午後7時
- ▶ 休館日 月曜日(祝日・振替休日の場合、翌平日)、12月28日～1月4日
- ▶ 入館料 無料(特別展は有料)



大野城まどかぴあ

演劇やコンサートなどが行われる3つのホール、生涯学習センター、男女平等推進センター、図書館、会議室や実習室を備えた多目的複合施設です。音楽や舞台芸術、映画など多様な芸術鑑賞機会の提供などを行っています。

- ▶ 開館時間 午前9時～午後10時
- ▶ 休館日 ●毎月第1・第3水曜日(祝日の場合は次の平日) ●12月28日～1月4日



天体観測ドーム (スタードームまどか)

問北パートナーシップ活動支援センター(北コミュニティセンター内) ☎(513) 0099

市民星空観望会、各種イベント、講座などを行っています。広報「大野城」で案内しています。

- ▶ 参加費 無料
 - ▶ 市民星空観望会 天体観測ドーム(スタードームまどか)では、夜空の観望会を開いています。月のカメラ撮影もできます。
- ※天体観測ドームを含め観望会会場は、バリアフリーです。車いすの人も安心して参加できます。

大野城いこいの森中央公園

☎(595)2300 牛頸481-1

- ▶ 利用時間 ●11月～2月 午前9時～午後5時 ●3月～10月 午前9時～午後6時
- ▶ 休園日 ●7月と8月を除く、毎週月曜日(祝日の場合は翌日) ●12月27日～1月5日

大野城いこいの森キャンプ場

☎(595)2110 FAX(595)2116 大字牛頸667-58

- ▶ 施設 ●ロッジ●常設テントサイト●デッキテントサイト●フリーテントサイト●ファミリーテントサイト●草スキー場●集会棟●ファイヤーサークル●バーベキューサイト
※要予約

- ▶ 開門時間 午前6時～午後10時
- ▶ 開設期間 1月6日～12月26日(ただし、常設テントサイトは7月1日～9月30日、デッキテントサイトは10月1日～6月30日)
- ▶ 休園日 ●7月と8月を除く毎週月曜日(祝日の場合は翌日) ●12月27日～1月5日
- ▶ 受付時間 午前9時～午後5時

大野城いこいの森スポーツ公園

☎(595)2110 大字牛頸600-13

- ▶ 施設 多目的グラウンド
- ▶ 利用時間 ●11月～2月 午前9時～午後5時 ●3月～10月 午前9時～午後6時
※申し込みは、大野城いこいの森キャンプ場へ
- ▶ 休園日 ●7月と8月を除く毎週月曜日(祝日の場合は翌日) ●12月27日～1月5日

いこいの里

☎(596)3455 大字牛頸2472-62

高齢者はもとより、広く市民の皆さんに、健康で明るい生活を送ってもらうために、健康の増進、レクリエーションなどの場を提供する施設です。

- ▶ 施設 ●浴場●露天風呂●サウナ●集会室など
- ▶ 料金(施設使用料) ●60歳以上の市民 100円 ●59歳以下の市民 200円 ●市外の人 一律300円
- ▶ 利用時間 午前10時～午後6時
(入浴受付は、午後5時半まで)
- ▶ 休館日 ●月曜日、祝日、12月29日～1月3日

高齢者生きがい創造センター

☎(582)0221 筒井5-15-5

高齢者の社会参加や生きがいづくりのため、高齢者の就業を目的にした技術指導や就労相談、また、学習機会提供の場としての施設です。

- ▶ 施設 ●シルバー人材センター●研修室●陶芸室●木工室
- ▶ 料金(1時間当たり) ●研修室・木工室 210円 ●陶芸室 520円
- ▶ 利用時間 午前8時半～午後5時
- ▶ 休館日 ●土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日

市のソーシャルメディア

5つのソーシャルメディアでも情報発信を行っています。ごみの収集日の通知や道路・公園の不具合の通報機能など LINE には便利な機能もあります。ぜひ、見てみてください。

ライン
LINE



エックス (旧ツイッター
→)



フェイスブック
Facebook



インスタグラム
Instagram



ユーチューブ
YouTube



市民生活のしおり

令和7年(2025年)4月発行

発行・編集

大野城市役所 総合政策部 プロモーション推進課
〒816-8510

福岡県大野城市曙町二丁目2番1号

TEL 092(580)1800(直通)

FAX 092(573)7791(共通)

URL <https://www.city.onojo.fukuoka.jp>
